

丹波市特定不妊治療費助成事業申請書

令和 年 月 日

丹波市長 様

下記のとおり関係書類を添えて丹波市特定不妊治療費の助成を申請します。
なお、この事務の処理については、兵庫県以外の地方公共団体に受給状況を確認する必要があることに同意します。

申請者	夫	ふりがな (※1) 氏名 (印) 生年月日 S・H 年 月 日 (歳)	電話番号 メールアドレス
	妻	ふりがな (※1) 氏名 (印) 生年月日 S・H 年 月 日 (歳)	電話番号 メールアドレス
住所	〒		
住所 (※2)	〒		
申請額 (※3)	金 円	治療期間	年 月 日から 年 月 日まで
前回申請	年 月		

振込先 (申請者のうちのどちらかの個人名義であること) (※4)

金融機関名	銀行・金庫 信用組合・農協		本店・支店 出張所	
種別	普通・当座	口座番号		
ふりがな				
口座名義人				

注 申請日及び太枠の中を記入してください。

※1 電話番号、メールアドレス(ある場合)を記入いただくことで、請求印を省略することができます。

但し、請求印のない場合は、一切の訂正は不可とします。

押印される場合は、夫婦別々の印鑑をご使用ください。

※2 夫婦の住所が異なる場合にご記入ください。

また特に申し出がない場合、決定通知の送付先は上段の住所とします。

※3 申請額は、1回の治療額から県の助成額を控除した額で、上限10万円又は県の助成額のいずれか低い方となります。

※4 この申請書の提出により、申請者両方が上記振込先への助成金の振込に同意したものとみなします。(但し、夫婦の一方が市外の場合は、市内居住者の方の口座とします。)

裏面もご覧ください。

(添付書類)

- 兵庫県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の原本
- 指定医療機関や薬局が発行した領収書等の原本（県に提出したもの）
- 兵庫県特定不妊治療費助成事業受診等証明書のコピー 又は 丹波市特定不妊治療受診等証明書（丹波市様式第2号）
- 法律上の婚姻もしくは事実婚であることを証明する書類（住民票等の続柄記載等による） * 2週間以内に市民課又は支所で発行されたもの

		証明書類
同一世帯の場合	夫又は妻が世帯主の場合	・住民票の写し（夫婦分）（続柄記載）
	夫及び妻が世帯主でない場合	・住民票の写し（夫婦分）（続柄及び戸籍の筆頭者を記載）
別世帯の場合	夫及び妻が日本国籍を有する場合	・住民票の写し（丹波市内居住者のもの） ・戸籍謄本又は抄本（夫婦両方をのせたもの）
	夫又は妻のいずれか一方が外国籍を有する場合	・住民票の写し（丹波市内居住者のもの） ・日本国籍を有する者の戸籍謄本 又は婚姻していることを証明する書類（和訳付）
	夫及び妻が外国籍を有する場合	・住民票の写し（丹波市内居住者のもの） ・婚姻していることを証明する書類（和訳付）
※事実婚の場合		・住民票の写し（それぞれのもの） ・事実婚関係に関する申立書

* 『住民票の写し』とは、コピーのことではありません。

住民票取得の際、夫婦であることを証明するための書類が必要であることを窓口へお伝えください。

- 被保険者証のコピー（それぞれのもの、申請時に原本確認）
- 市税の滞納のない証明（それぞれのもの、2週間以内に市税務課又は支所で発行されたもの）
- 振込先口座の通帳のコピー等口座番号等が確認できるもの（任意）